

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構就業規則（以下「就業規則」という。）第50条の規定に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支払等)

第2条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 退職手当は、その全額を現金で直接支払うものとする。ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労働基準法」という。)第24条第1項ただし書の手続きにより、退職手当から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払うものとする。

3 退職手当は、その支給を受けるべき者に支払うものとする。ただし、労働基準法第24条第1項ただし書の手続きにより、その支払を受けるべき者の金融機関の預貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

4 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当)

第2条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第6条までの規定により計算した額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に規定する俸給の月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100

二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110

三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160

四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当する

ときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者100分の90

- 3 第1項に規定する退職手当の基本額の計算の基礎となる俸給の月額は、職員が退職の日において休職、停職、減給その他の理由によりその俸給の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき俸給の月額とする。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第20条第1項第1号の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給の月額(以下「退職日俸給月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理解雇等の場合の退職手当の基本額)

第5条 就業規則第23条第1項第3号の規定により解雇された者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続し就業規則第20条第1項第3号若しくは第4号の規定により退職した者若しくはその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(俸給月額の変額改定以外の理由により俸給の月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額にかかる特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給の月額の変額改定(給与規程の改正により当該改正前に受けていた俸給の月額が変額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の俸給の月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「変額日」という。)における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の俸給の月額のうち最も多いもの(以下「特定変額前俸給月額」という。)が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定変額前俸給月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定変額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するものをいう。

一 職員としての引き続いた在職期間

二 第8条第2項に規定する場合における機構役員としての引き続いた在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第6条 第5条第1項の規定する者のうち、定年に達する日の6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が、就業規則第19条に規定する年齢から10年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規程	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額

第5条の2第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の額に係る特例)

第6条の2 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の2、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- 四 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは職員給与規程に規定する俸給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が一以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間で当該育児休業係る子が1歳に達した日の属する月の期間にあつては3分の1）に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 共用試験実施機構の非常勤職員が、退職手当の支給を受けることなく引き続き職員となったときは、当該職員の在職期間を職員としての引き続いた在職期間に含むものとする。
- 6 前各号の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 7 前項の規定は、前条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（役員との在職期間の通算）

- 第8条 職員が、引き続いて機構役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「役員」という。）となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。
- 2 第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
 - 3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第7条（第5項を除く。）の規定を準用する。

（役員との在職期間を有する職員の退職手当の額の特例）

- 第9条 引き続いた役員との期間を有する職員の退職手当の額は、第3条から第6条までにかかわらず、当該職員に係る役員との在職期間について、当該役員との業績に応じ、これを調整することができる。

（退職手当の支給制限）

- 第10条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。
- 一 勤続6月未満で退職した者（第5条第1項に規定する場合を除く。）
 - 二 就業規則第61条第1項第6号の規定により懲戒解雇の処分を受けた者
 - 三 就業規則第23条第2項の規定により解雇された者
- 2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第11条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第12条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者
- 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合の退職手当の取扱い)

第13条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第14条 理事長は、退職した職員に対し、まだ退職手当が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者の逮捕の理由となった犯罪若しくはその者が犯したと思料される犯罪について禁固以上の刑が定められているときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」と

いう。)を受けた者は、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなった場合
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職手当の返納)

第15条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたとき又は在職中の行為に関し、懲戒による解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、理事長は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(端数の処理)

第16条 この規程の定めるところにより計算された退職手当の額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(雑則)

第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年3月14日から施行する。
- 2 この規程に定める在職期間の計算及び支給割合については、当分の間、退職手当法その他国家公務員に適用される法令の内容に準拠して取り扱うものとする。ただし、本機構が独自に定める規定を妨げるものではない。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。